雲南市からのお知らせ

物品・庁舎維持管理等業務入札参加資格審査の実施

管財課
☎0854-40-1025

平成20・21年度の入札参加資格審査申請を、次の通り受け付けます。

詳細については、総務部管財課にお問い合わせいただくか、12月1日以降に雲南市ホームページをご覧ください。

【受付期間】
平成20年1月4日（金）午前9時～
平成20年1月31日（木）午後5時

【受付業種】
●物品の売買及び借入れ
●庁舎維持管理等業務

【有効期間】
平成20年4月1日～
平成22年3月31日

【受付場所】
雲南市役所総務部管財課

行政相談所を開設

総務課
☎0854-40-1021

行政相談制度は、国の役所の仕事などについて、苦情その他の相談や意見・要望を受け付け、公正・中立の立場から必要なあっせんを行い、その解決を促進するとともに、これを行政運営の改善に役立てるものです。

行政相談制度について、理解を深め、その利用を促進するために、毎年10月に「行政相談週間」を設けています。今年は10月15日（月）～21日（日）の1週間です。

この週間に合わせて、次のとおり各地区で行政相談委員による行政相談所を開設しますので、お気軽にお出掛けになってご相談ください。相談は無料で、秘密は固く守られます。

お詫びと訂正

●市報うんなん9月号の記載内容に誤りがありましたので、お詫びして訂正します。
3ページ、雲南市成人式　1行目
（誤）成人式は昭和61年度生まれ…→（正）昭和62年度

（敬称略）

地　区	開　設　日	開　設　場　所	行政相談委員
大　東	10月10日（水）10:00～15:00	大東町地域福祉センター	落合　昭治
加　茂	10月17日（水）9:00～11:00	加茂総合センター	黒田　徳郎
木　次	10月16日（火）9:00～15:00	木次総合センター	渡部多加子
三刀屋	10月18日（木）9:00～12:00	三刀屋総合センター	高尾　正治
吉　田	10月19日（金）9:00～12:00	吉田農村環境改善センター	大島二三恵
掛　合	10月10日（水）13:00～15:00	掛合町好老センター	山中満寿夫

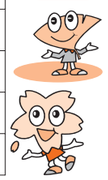

年金相談所開設

市民生活課
☎0854-40-1031

松江社会保険事務所による年金相談所が次の日程で開設されます。厚生年金、国民年金のことなどで相談したい方はお気軽にご利用ください。

また、事前に連絡されると厚生年金受給手続き等も受け付けますので、ご希望の方は松江社会保険事務所までご連絡ください。

【日時】
10月18日（木）
午前10時～12時、
午後1時～3時

【会場】
木次総合センター

【持参品】
夫婦の年金手帳、年金証書、職歴書、印鑑　など
※代理の方の場合は委任状が必要です。

【問い合わせ】
松江社会保険事務所
☎0852-26-2800

広　告　枠

国保被保険者証（保険証）10月1日更新

市民生活課
☎0854-40-1031

10月1日から国民健康保険被保険者証（保険証）が更新されます。世帯ごとに保険証を配達記録郵便で9月20日に発送しています。雲南市国民健康保険に加入の方で、まだ保険者証が届いていない方は市役所市民生活課にご確認ください。

今回の保険証の色は、一般被保険者分は「オレンジ色」、退職被保険者分は「ピンク色」です。10月1日以降医療機関にかかられる方はこの新しい保険証をお使いください。

旧保険証については、各自で処分していただくようお願いいたします。

なお、平成20年4月1日から保険証を個人ごとのカードに切り替えるため、今回更新の保険証の有効期限は平成20年3月31日としています。3月下旬に新しい個人カードの保険証を世帯ごとに送付しますのでご承知置きください。

大東ニュータウン「ふれあいの丘」団地見学会　開催

と　き　10月13日（土）・14日（日）
ところ　団地内案内所（駐車場は大東中学校野球場横の駐車場をご利用ください）
主　催　島根県住宅供給公社
内　容　団地・募集宅地の説明、入居相談のほか楽しいイベントを計画しています。

【問】大東総合センター事業管理課　☎0854-43-8166

国民健康保険料の滞納がある方は納付してください

収納管理課
☎0854-40-1035

国民健康保険料の期限内納付は、健全な国保運営に欠かせません。特別な理由（災害・盗難、病気・負傷、事業の休廃止、事業の著しい損失等）なく滞納されると未納期間に応じた措置をとることとなっています。

次の方は、早急に保険料の納付をお願いします。

短期被保険者証の交付の措置

保険料を6ヶ月以上滞納している方については、更新時に有効期限が3ヶ月の保険者証（短期被保険者証）を送付しています。

資格証明書の交付の措置

保険料を12ヶ月以上滞納している方については、医療を受けられる際に医療機関でいったん10割を支払わなければならない資格証明書が更新時に送付されています。

乳幼児等医療費受給資格証（3歳以上就学前）の更新手続き

市民生活課
☎0854-40-1031

現在お持ちの乳幼児等医療費受給資格証（3歳以上就学前）の有効期限は、平成19年11月30日です。

この更新申請の手続きを10月に行います。対象となる方につきましては、あらかじめ申請書を送付いたしますので手続きをお願いします。申請手続きはお近くの総合センター自治振興課、または本庁市民生活課で行ってください。

なお、平成19年7月1日から平成19年11月30日までの間に行った申請により受給資格証の新規交付を受けた方については、更新申請は必要ありません。受給期間を更新した受給資格証を11月末に送付します。

また、3歳未満のお子様の乳幼児等医療受給資格証については、更新申請の必要はありません。

今月の税金

・国民健康保険料（第7期分）
・市民税・県民税（第3期分）

納期限は10月31日（水）

広　告　枠